

チュニジア入国時の検疫措置の変更及び夜間外出禁止令の延長

本6日、ファウズィ・ムフディ保健大臣は、入国時の検疫措置に関して、これまで各国をグリーン、オレンジ、レッドの感染危険度別に分類した検疫措置を廃止し、次の通り、全ての国からの入国者に対して、一律の検疫措置を来週月曜日（9日）から適用すると発表しました。

また、一部報道の通り、6日までとされていた大チュニス圏における夜間外出禁止令は延長される見通しですのでご留意願います。

入国時の措置

- チュニジア人を含む全ての入国者が対象。
- PCR検査による陰性証明書の提示（12歳以下は除く）。
- 到着後14日間の隔離。自宅かホテルの選択可。一週間後にPCR受検し、陰性の場合、一週間に短縮可。

なお、委細が発表されるまでは、これまで通り、入国前に、下記リンク先から健康フォームを入力し、データ送信してください。

<https://app.e7mi.tn/travelers>

PCR検査による陰性証明書については、出発の72時間以内（チュニジア到着時間を起点に120時間以内）に出発地において受検したものを準備してください。

参考：外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

令和2年11月6日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話：+216-71-791-251/ 792-363/ 793-417